

議案第11号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、関係条例において所要の整備を行う必要があるため提案する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(南風原町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 南風原町職員等の旅費に関する条例(昭和47年南風原村条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

(南風原町職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 南風原町職員の分限に関する条例(昭和54年南風原村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年南風原町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。